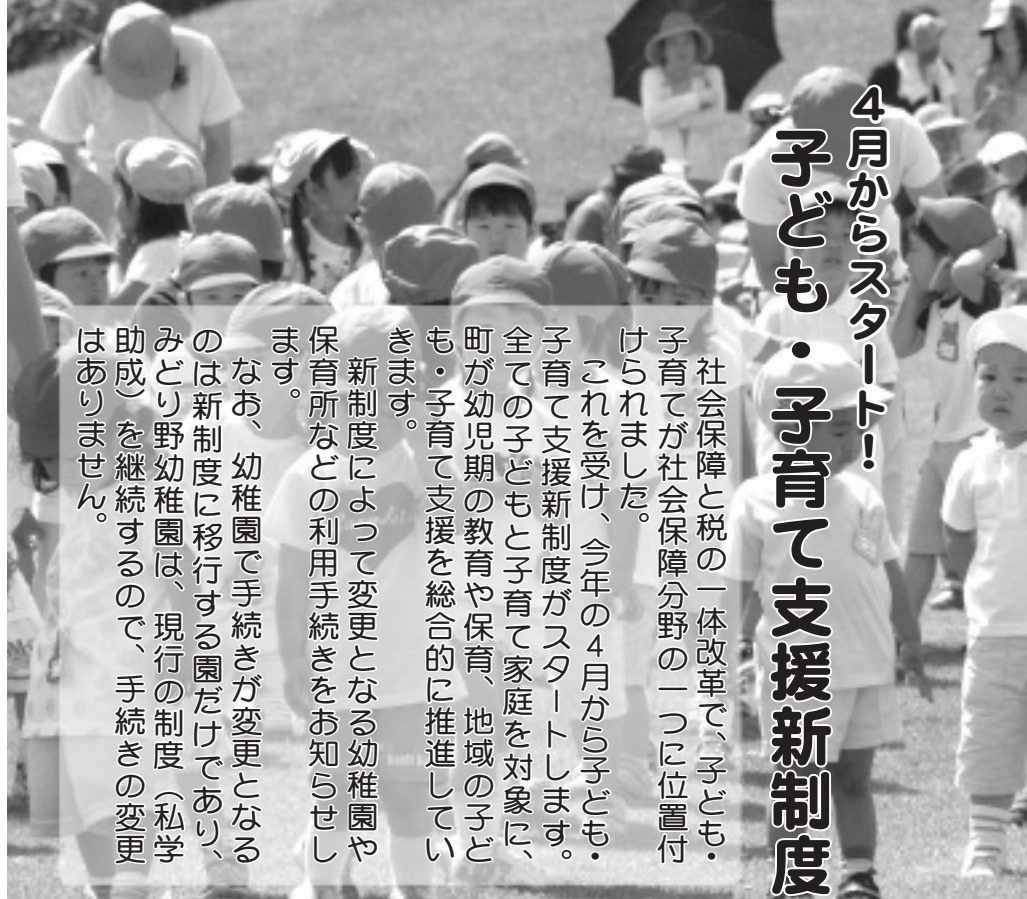


4月からスタート！

子ども・子育て支援新制度



社会保険と税の一体改革で、子ども・子育てが社会保険分野の一つに位置付けられました。

これを受け、今年の4月から子ども・子育て支援新制度がスタートします。全ての子どもと子育て家庭を対象に、町が幼児期の教育や保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していきます。

新制度によって変更となる幼稚園や保育所などの利用手続きをお知らせします。

なお、幼稚園で手続きが変更となるのは新制度に移行する園だけであり、みどり野幼稚園は、現行の制度（私学助成）を継続するので、手続きの変更はありません。



利用手続きの主な変更点

幼稚園や保育所などを利用するためには、教育・保育を受けるための認定を受けることが必要になります。

認定とは？

満3歳以上の子どもは、申請により1号認定を受けます。

ことができます。

また、両親が働いているなど、町が基準をもとに保育が必要と判断した場合は、子どもの年齢に応じて2号・3号の認定を受けることができます。認定を受けると、認定証が交付されます。

保育の必要量に応じた区分

2号・3号認定は、保育が必要な時間に応じて保育標準時間認定と保育短時間認定に分けられます。

【保育標準時間認定】

■保護者の就労時間
月120時間以上

■利用時間
1日11時間以内

【保育短時間認定】

■保護者の就労時間
月48時間以上（1日4時間×週3日×4週）

■利用時間
1日8時間以内

※利用時間を超える保育を希望する場合は、延長保育を利用することになります。

認定区分	1号認定	2号認定	3号認定
対象者	満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望するとき	満3歳以上で、保護者の就労や病気など「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望するとき	満3歳未満で、保護者の就労や病気など「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望するとき
利用時間	教育標準時間 (標準4時間)	保育標準時間 (最長11時間) または 保育短時間 (最長8時間)	
主な利用施設	・幼稚園など	・保育所など	・保育所 ・地域型保育※など

※地域型保育とは、小規模に実施される保育であり、家庭的保育や小規模保育、事業所内保育のことを指します。

「保育の必要な事由」に該当する例

- ①就労（保育標準時間認定は、保護者の就労時間が月に120時間以上、保育短時間認定は、同じく月に48時間以上。ただし、両親の就労時間のうち短い時間で認定）
- ②妊娠、出産
- ③保護者の疾病、障がい
- ④同居や長期入院中などの親族の介護・看護

- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動（起業準備を含む）
- ⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ⑧虐待やDVのおそれがあるとき
- ⑨育児休業取得中、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要なとき
- ⑩①～⑨に類する状態として町が認める場合

認定の基準日は9月30日

4月からの利用は、前年の9月30日を基準日として保護者の就労実績などを確認し、教育・保育を受けるための認定や利用調整を行います。

町内の対象施設

◆幼稚園（私学助成）

認定は不要です。手続きはこれまでと変わりません。

↓みどり野幼稚園

◆認可保育所

2号か3号の認定が必要です。

↓いちい保育園

幼稚園の補助金（就園奨励費）について

みどり野幼稚園は、現行の制度（私学助成）を継続することから、同園に通う場合は、引き続き就園奨励費の対象となります。なお、新制度に移行する幼稚園に通う場合は、所得に応じて設定された利用料を支払うため、就園奨励費の給付対象外となります。

4月から、新たに幼稚園や保育所を利用するために必要な手続き

現在、保育所を利用して、4月以降も引き続き利用する場合は、あいくる（保健福祉課福祉障がいG）に認定申請書を提出してください。

現行制度（私学助成）を継続する幼稚園

みどり野幼稚園



手続きはこれまでと変わりません。（幼稚園に直接書類を提出してください）



2号・3号認定を受けて利用する保育所など

いちい保育園



①認定申請書と入所申込書関係する書類などをあいくる（保健福祉課福祉障がいG）に提出してください。
提出期間：2月1日～
※詳しくは広報2月号等でお知らせします。
②あいくるから認定証と利用できる施設の調整結果が通知されます。

子ども・子育て支援新制度って？ Q & A



Q. 利用手続きは、どうなりますか？

A. 新制度では、子どもの年齢や保護者の就労状況などに応じて、町の認定を受けることとなりますが、手続きの時期や流れは、これまでと大きく変わりません。幼稚園の手続きは今までどおり直接幼稚園で、保育所の手続きは、あいくる（保健福祉課）で行ってください。なお、新制度に移行しない幼稚園（みどり野幼稚園）を利用する子どもは、町の認定を受ける必要はありません。※新制度に移行する他市町村の幼稚園をご利用の場合は、園を通してそれぞれの市町村の認定が必要となります。

Q. 学童保育は、何か変わりますか？

A. 小学生を対象とする学童保育は現在、小学3年生までを対象にしていますが、平成27年度からは、小学6年生まで対象学年を拡大する予定です。利用手続きについては、決まり次第、お知らせします。

Q. 幼稚園、保育所、認定こども園の利用料金は、どうなりますか？

A. 原則として、保護者の所得に応じた段階的な料金体系になります。国から示される料金の基準を踏まえ、町で現在、検討中です。新たな利用料金は、決まり次第、お知らせします。なお、新制度に移行しない幼稚園（みどり野幼稚園）は、今までどおり、園が利用料金を設定します。